

ちょこっとステイ（渋谷区知的障害者（児）緊急一時保護制度）のご案内

1. 「ちょこっとステイ」とは

知的障がい者（児）の保護者または家族の方が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、転居、出張、休養、旅行、看護、公的行事等の場合に、在宅の知的障がい者（児）を区内の施設で一時保護することにより、本人や家族の日常生活の安定を図る制度です。

2. 利用対象者について

就学児（6歳）以上かつ愛の手帳をお持ちの方

3. 利用できる施設について

施設名	緊急一時なかよし	
住所	渋谷区西原 2-36-7	
電話番号	03-3485-3549	
アクセス	・京王新線幡ヶ谷駅 徒歩 7 分 ・京王バス 渋 63 系統/渋 66 系統 「幡ヶ谷」バス停下車 徒歩 7 分	
定員	2 名	

4. 利用回数上限及び日数上限

広く利用してもらうため、年間（4月1日から翌年3月31日まで）での利用回数と利用日数に上限を定めています。

（1）利用回数上限

原則年間 1 施設につき 6 回

（2）利用日数上限

原則年間 21 日

（3）1 回あたりの利用日数上限

最大 6 泊 7 日

5. 施設利用について

（1）利用費用

費用はかかりません。（ただし、食事が必要な場合は 1 食につき 500 円）

（2）利用時の持ち物

洗面用具、歯ブラシ、タオル、着替え、寝巻、下着等（詳細は利用施設へお問い合わせください）

（3）利用上の注意

- ① 入所及び退所時の送迎は、原則として保護者が行ってください。
- ② 施設の予約状況などによっては利用できない場合があります。

6. 利用の流れについて

緊急一時保護施設を利用するためには、事前に登録届の提出と各施設での面談を行う必要があります。

(1) 事前利用登録

① 登録届の提出

渋谷区障がい者福祉課知的福祉係への緊急一時保護登録届が必要です。記入用紙は渋谷区役所2階障がい者福祉課窓口もしくは郵送で取得できます。

② 各施設での面談

利用者を受け入れるにあたり、その方の性格や特性を把握するため、各施設で事前に面談を行います。面談の予約は各施設へ直接電話をしてください。

(2) 緊急一時保護施設の利用

「(1) 事前利用登録」が完了後、以下の流れで緊急一時保護施設を利用することができます。

① 予約

渋谷区障がい者福祉課知的福祉係に電話<03-3463-1978>で予約をしてください。

予約は利用開始日の2か月前から受け付けています。

【例】利用日が5月1日の場合、予約開始日は3月1日。

(2か月前が区役所閉庁日の場合は翌営業日が予約開始日です)

② 利用可否連絡

区の職員が施設と調整を行い、利用可否について利用者へ電話します。

③ 申請書の提出

予約確定後、渋谷区へ利用申請書の提出が必要です。郵送もしくは渋谷区公式LINEで申請ができます。

④ 承認通知の送付

申請書を受領後、不備がなければ利用者(保護者)宛に承認通知を郵送いたします。

⑤ 施設の利用

予約した日時に施設を利用してください。やむ負えない理由で利用をキャンセルする場合は、速やかに渋谷区障がい者福祉課へ連絡をしてください。

問い合わせ先

渋谷区役所

福祉部障がい者福祉課知的福祉係

渋谷区宇田川町1-1

03-3463-1978 (直通)